

# 第2章

## 計画体系別事業一覧

### 1 計画体系

### 2 計画事業

**政策目標 1** 子どもを生き育てやすく、健やかにはぐくむ街

**政策目標 2** 主体的な活動が生まれ、経済の活力みなぎる街

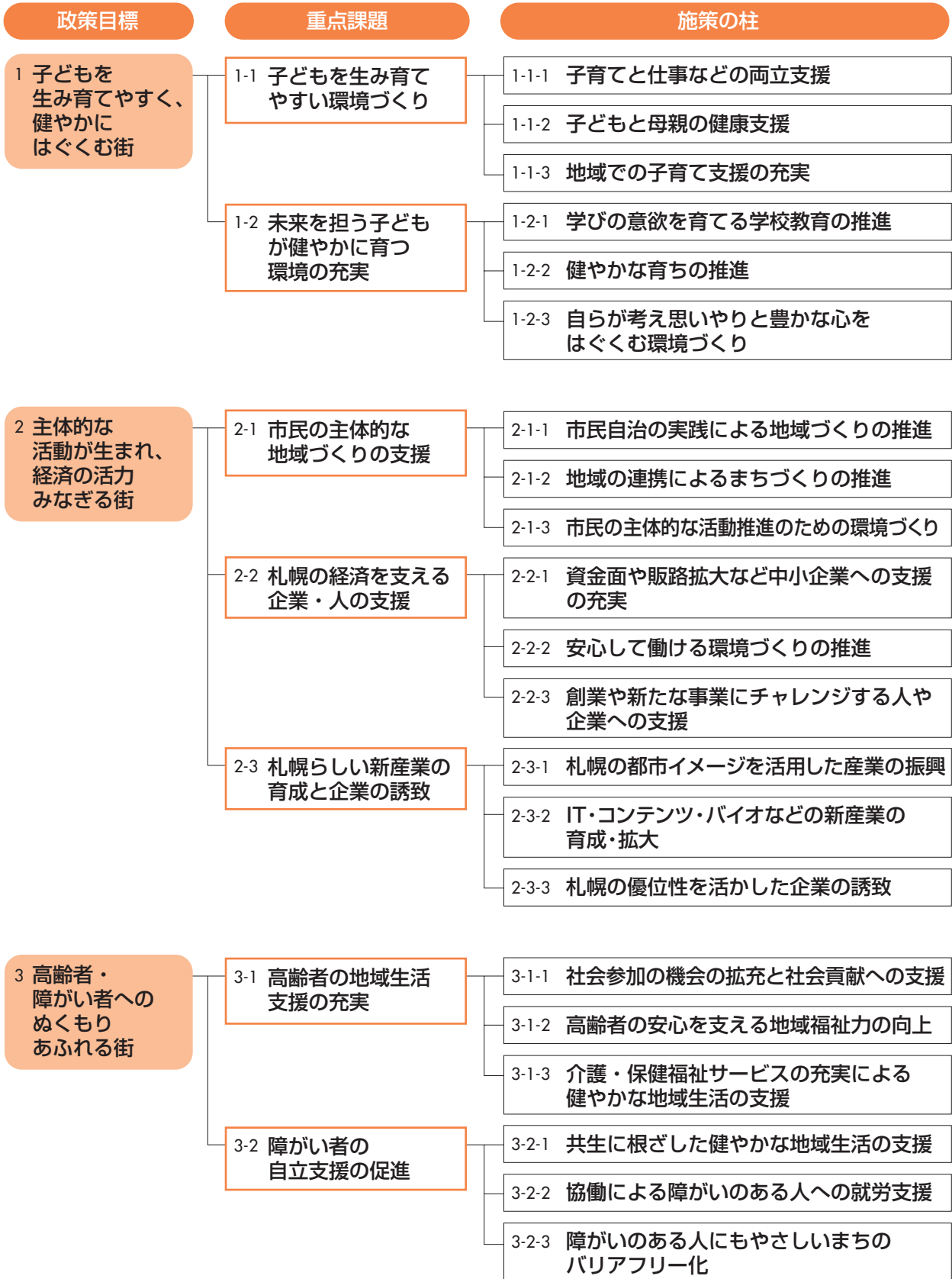
**政策目標 3** 高齢者・障がい者へのぬくもりあふれる街

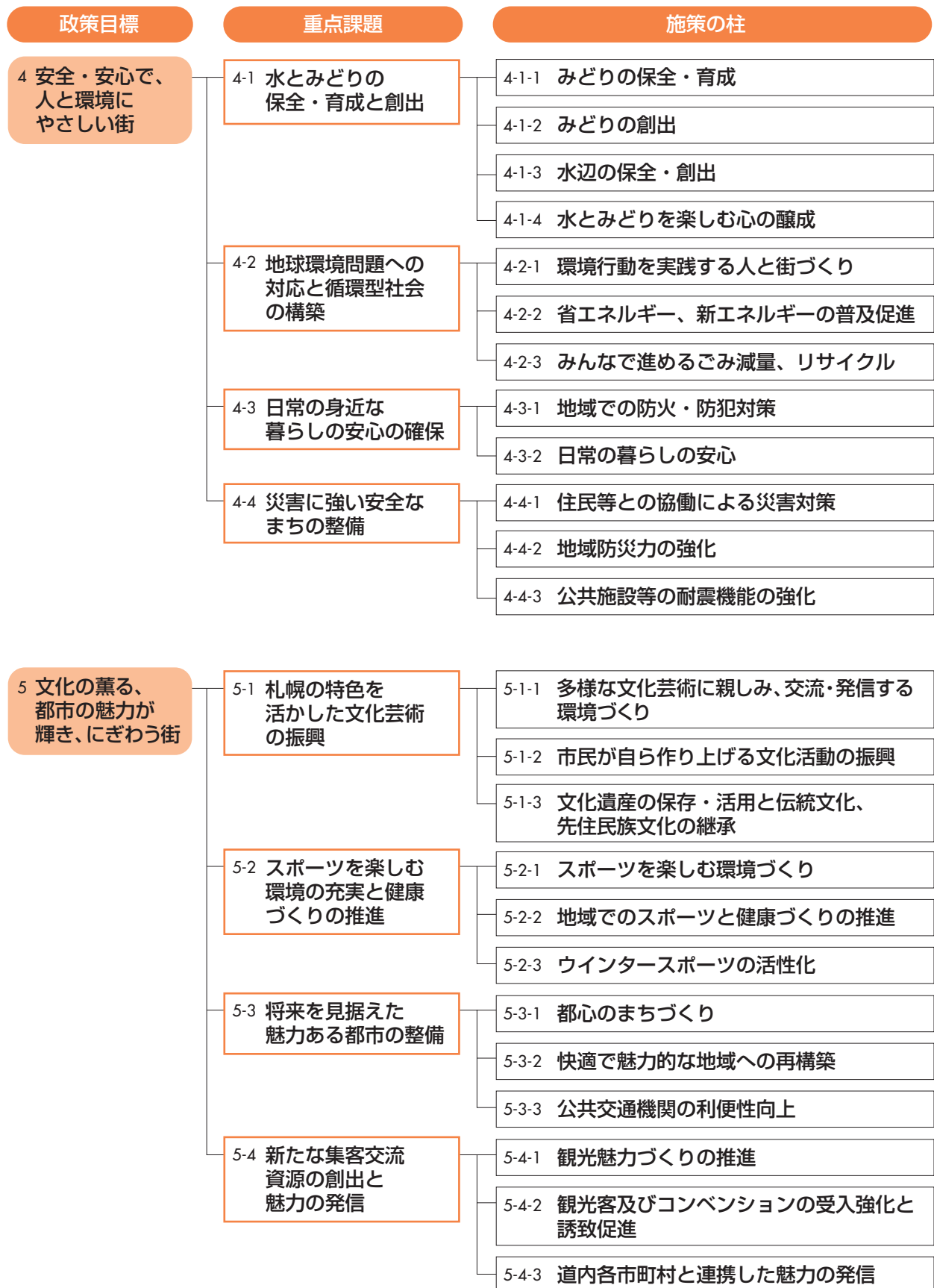
**政策目標 4** 安全・安心で、人と環境にやさしい街

**政策目標 5** 文化の薫る、都市の魅力が輝き、にぎわう街

### 3 各区役所の計画事業

# 1 計画体系





## 2 計画事業

|                            |               |                                |
|----------------------------|---------------|--------------------------------|
| <b>計<br/>画<br/>体<br/>系</b> | <b>政策目標 1</b> | 子どもを生き育てやすく、健やかにはぐくむ街 …………… 13 |
|                            | <b>政策目標 2</b> | 主体的な活動が生まれ、経済の活力みなぎる街 …………… 25 |
|                            | <b>政策目標 3</b> | 高齢者・障がい者へのぬくもりあふれる街 …………… 39   |
|                            | <b>政策目標 4</b> | 安全・安心で、人と環境にやさしい街 …………… 49     |
|                            | <b>政策目標 5</b> | 文化の薫る、都市の魅力が輝き、にぎわう街…………… 69   |

注1：事業名欄の右下には、各事業を所管・実施する担当局部を示している（部名の前には局の略称を付けており、正式名称は下欄に示した）。

注2：担当局部の下に [ ] 書きで、計画期間（19～22年度）において見込まれる個別の計画事業費を示した。

注3：計画事業費は、計画策定時における参考値であり、今後の予算編成を拘束するものではない。

注4：計画事業費の数値は十万円単位で切り上げ、百万円単位の表示としている。

注5：計画事業費が [ - ] となっている事業は、事業内容の詳細が未確定なため事業費の見積りが困難なものや、経常的な業務として既に一定の事業費が確保されているもの、事業実施に特段の事業費を必要としないものである。

注6：計画事業のうち、複数の施策の柱に該当するものは重複して掲載しており、当該事業が該当する主たる施策においては、他の事業と同様に無表示とし、副次的に関連する施策においては、事業名の末尾に【再掲】と表記した。

注7：達成目標欄に示した開設、設置、整備、策定、供用開始時期などは、計画策定時における目標であり、今後の情勢の変化により変更がありうる。

|             |          |          |        |        |
|-------------|----------|----------|--------|--------|
| 危) 危機管理対策室  | 環) 環境局   | 交) 交通局   | 中) 中央区 | 豊) 豊平区 |
| 総) 総務局      | 経) 経済局   | 水) 水道局   | 北) 北区  | 清) 清田区 |
| 市) 市民まちづくり局 | 観) 観光文化局 | 消) 消防局   | 東) 東区  | 南) 南区  |
| 保) 保健福祉局    | 建) 建設局   | 教) 教育委員会 | 白) 白石区 | 西) 西区  |
| 子) 子ども未来局   | 都) 都市局   |          | 厚) 厚別区 | 手) 手稲区 |